明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一六）　二
○会社更生法施行令の一部を改正する政令（一七）　二
○道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一八）　三
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（一九）　四
○道路法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二〇）　四
○道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二一）　九
○子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令（二二）　九

〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五）　九

〔省　令〕
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業一）　一二
○道路法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通四）　一三

〔規　則〕
○運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委二）　一四

〔告　示〕
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二八、二九）　一四
○商品先物取引法施行規則第百二条の二第三号イ(2)の規定に基づき、主として年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者を定める件（農林水産・経済産業一）　一五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、東日本高速道路株式会社工事開始、平成二十六年度管理業務主任者試験合格者関係　一三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一三
会社その他
会社決算公告　一四
会社決算公告　一四
一四
一五
一六
一三

本号で公布された法令のあらまし

◇**会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第一六号）（法務省）

会社法の一部を改正する法律（平成二六年法律第九〇号）の施行期日を平成二七年五月一日とすることとした。

◇**会社更生法施行令の一部を改正する政令**（政令第一七号）（法務省）

1　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二六年法律第九一号）の施行に伴い、更生計画に基づく監査等委員である取締役の就任による変更の登記の嘱託書又は申請書に添付すべき書面等について定めることとした。

2　この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二七年五月一日）から施行することとした。

◇**道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第一八号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（平成二五年法律第四三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二七年六月一日とすることとした。

◇**道路交通法施行令の一部を改正する政令**（政令第一九号）（警察庁）

1　一定の病気等に係る運転者対策の推進を図るための規定の整備

一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者等が免許を再取得した場合における優良運転者等に関する規定を整備することとした。（第三三条の七関係）

2　自転車利用者対策の推進に関する規定の整備

㈠　自転車運転者講習の受講命令の要件となる危険行為を定めることとした。（第四一条の三関係）

㈡　自転車運転者講習の講習手数料の標準を定めることとした。（第四三条関係）